

局情報化推進委員会設置要綱

平成19年3月30日

18川総シ企第1351号

(目的及び設置)

第1条 各局の長は、川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号。以下「規則」という。）第10条第1項に基づき、情報化施策を統一的、効果的かつ効率的に推進するため、各局に局情報化推進委員会（以下「各局推進委員会」という。）を置くものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「各局」とは、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号。以下「事務分掌条例」という。）第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、規則に定めるところによる。

(組織)

第3条 各局推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、事務分掌条例第1条に掲げる局及び本部並びに消防局、教育委員会事務局及び議会局にあつては庶務を担当する部長又は担当部長、市民オンブズマン事務局、会計室、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び人事委員会事務局にあつては規則第3条第6項に規定する本部員、各区役所にあつては副区長をもって充てる。

3 委員は、各局の課長職以上の職員のうちから委員長が選任する者をもって充てる。

(会議等)

第4条 各局推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

3 各局推進委員会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第5条 各局推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 局内の情報化施策の推進に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項

(局検討部会)

第6条 各局推進委員会に、局内の情報化施策に係る課題に関する専門的な調査検討を行うため、必要に応じて局検討部会を置くことができる。

2 局検討部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

(情報化推進幹事会)

第7条 規則第5条第1項に規定する情報統括監理者(以下「情報統括監理者」という。)は、規則第10条第2項ただし書に規定する統一的な処理をする必要があると認める場合は、各局推進委員会の委員長又は委員を招集し、情報化推進幹事会(以下「推進幹事会」という。)を開催することができる。

(庶務)

第8条 各局推進委員会の庶務は、各局において処理し、推進幹事会の庶務は総務企画局デジタル化施策推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、情報統括監理者が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。